

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室^①)

エコカー減税(自動車重量税)の概要について

Q. 環境性能に優れた自動車等に対する自動車重量税の減免措置について教えてください。

A. 環境性能が優れている検査自動車が、令和3年5月1日から令和5年4月30日までの間に、新規検査(予備検査を含みます。以下同じ。)により自動車検査証の交付を受ける場合には、納付すべき自動車重量税が減免(100パーセント・75パーセント・50パーセント・25パーセント)されます。

また、極めて環境性能に優れた検査自動車については、新規検査の有効期間満了後に受ける初回の継続検査における自動車重量税も免除されます。

○以下、国土交通省ホームページより

(適用期間)・自動車重量税(重量税)：令和3年5月1日～令和5年4月30日

(適用内容)・減税対象車について、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置が適用(1回限り)

※1 新車新規登録時に免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税。

(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。)

※2 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、原則として現行のエコカー減税の要件を満たす車について本則税率を適用。

1. 乗用車

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車	燃費性能	重量税	新車新規検査	免税 ^{※1}					
				免税 ^{※3、※4}					
	排出ガス性能			令和12年度燃費基準 ^{※5}					
				60%	70%	75%	85%	90%	達成
ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む)	平成30年排出ガス規制50%低減 ^{※6}	重量税	新車新規検査	25%軽減		50%軽減		免税 ^{※4}	

※3 令和4年5月1日以降に新車新規登録されたクリーンディーゼル車については、令和2年度燃費基準達成の車両に限り免税。

※4 新車新規登録時に免税を受けた令和12年度燃費基準120%以上を達成している車両については、初回継続検査時等も免税。

(車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。)

※5 減免対象は、令和2年度燃費基準達成の車両に限る。

※6 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車についても、令和2年度燃費基準達成の車両(WLTC燃費値を持たないものに限る。)

又は平成22年度燃費基準+50%達成の車両(WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。)については本則税率を適用。

2. 軽量車(車両総重量2.5t以下のトラック)

対象・要件等		税目		特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車(平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合) ・プラグインハイブリッド自動車	燃費性能	重量税	新車新規検査	免税 ^{※1}					
				平成27年度燃費基準 ^{※7}					
	排出ガス性能			+5%	+10%	+15%	+20%	+25%～	
ガソリン車(ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	25%軽減		50%軽減	75%軽減	免税	

※7 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成22年度燃費基準+32%達成の車両(WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。)についても本則税率を適用。

3. 中量車（車両総重量 2.5t 超 3.5t 以下のトラック）

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） プラグインハイブリッド自動車 		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 排出ガス性能			平成 27 年度燃費基準		
				+5%	+10%	+15%～
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減			エコカー対象外	50%軽減	75%軽減
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
	平成21年排出ガス規制適合			エコカー対象外	50%軽減	75%軽減

4. 軽量車・中量車（車両総重量 3.5 トン以下のバス）

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） プラグインハイブリッド自動車 		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 排出ガス性能			令和 2 年度燃費基準		
				達成	+5%	+10%～
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	重量税	新車新規検査	75%軽減	免税	
	平成17年排出ガス規制50%低減 又は 平成30年排出ガス規制25%低減	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成21年排出ガス規制 NOx・PM+10%低減 又は 平成30年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	75%軽減	免税	
	平成21年排出ガス規制適合	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税

5. 重量車（車両総重量 3.5t 超のバス・トラック）

対象・要件等		税目		特例措置の内容		
<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制 NOx10%以上低減） プラグインハイブリッド自動車 		重量税	新車新規検査	免税※1		
	燃費性能 排出ガス性能			平成 27 年度燃費基準		
				+5%	+10%	+15%～
ディーゼル車 (ハイブリッド車を含む)	平成28年排出ガス規制適合※8	重量税	新車新規検査	50%軽減	75%軽減	免税

※8 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制 NOx+PM+10%低減車についても、平成27年度燃費基準 +5%達成以上の車両については本則税率を適用。

根拠法令等

措法90の12 ①～⑤、令3改正法附則81、措規40の4

(税制委員会：齋秀行、大池明、北澤剛 グループ稿) (監修：関東信越税理士会 松本支部)